

## 静岡市事業者応援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、令和3年8月8日以降にまん延防止等重点措置又は緊急事態措置として行われた飲食店等への営業時間の短縮若しくは休業の要請又は静岡県民への不要不急の外出の自粛の要請等の影響を受けている中小法人等及び個人事業者等の事業の継続を支援することにより、市の経済の安定を図るため、当該中小法人等及び個人事業者等に対して、予算の範囲内において臨時に応援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、静岡県中小企業等応援金交付要綱（静岡県令和3年9月1日施行。以下「県要綱」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 県応援金 県要綱に基づき交付される応援金をいう。
- (2) 県応援金受給者 県応援金の交付の決定を受けた者をいう。

### (交付対象者)

第3条 応援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者で、市長が必要があると認める者とする。

- (1) 県応援金受給者であること。
- (2) 静岡市内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等又は個人事業者等であること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、比較月の売上の額から対象月の売上の額及び対象月に係る県応援金の交付額を控除した額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内において市長が定める額とし、中小法人等にあつては10万円、個人事業者等にあつては5万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 市長は、県応援金受給者に対し、書面により応援金の支給の申請を勧奨するものとする。

2 応援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に指定する日までに事業者応援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があつた場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、応援金の交付を決定し、及び交付すべき応援金の額を確定したときは、事業者応援金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、応援金を交付しないことを決定したときは、その旨を事業者応援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(債権債務関係の特例)

第7条 この要綱に基づく応援金の債権債務関係は、申請者の請求によらず、前条第1項の規定による通知をもって確定するものとし、応援金の支払期日は、市長が定めるものとする。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、応援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により応援金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第3号アからオまでのいずれかに該当することが判明したとき。

(応援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により応援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて交付した応援金に利息を付して返還させるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

事業者応援金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
申請者 氏名	
電話	

応援金の交付を受けたいので、静岡市事業者応援金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請額 円

なお、応援金の支払いについては、下記の口座をお願いします。

金融機関		本・支店名		口座番号	
銀行・信用金庫		本店			
信用組合・農協		支店			
金融機関コード		支店コード		種目	普通・当座 ・その他
口座名義人 (カナ)					

(注)

- 1 個人にあつては本人、法人にあつては当該法人が名義人である口座に限ります。
- 2 静岡県中小企業等応援金交付要綱に基づく応援金と同じ口座に振込みを希望する方は、記載の必要はありません。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

事業者応援金交付決定兼確定通知書

静岡市事業者応援金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、及び確定したので通知します。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付申請額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付確定額 | 円 |

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

事業者応援金不交付決定通知書

様

静岡市長 氏 名

年 月 日付けで申請のあった応援金の交付については静岡市事業者応援金交付要  
綱第6条第2項の規定により次のとおり交付をしないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由